

愛媛県障がい者施策推進協議会条例〔平成6年7月15日愛媛県条例第17号〕

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、愛媛県障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

（委員）

第3条 委員は、学識経験のある者、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第6条 協議会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、県職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、協議会の所掌事務について、会長及び委員を補佐する。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

（雑則）

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月24日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月15日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成16年法律第80号）附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

附 則（平成23年10月18日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第20号）

1 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号の政令で定める日から施行する。

2 この条例の施行の際現に従前の愛媛県地方障害者施策推進協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の愛媛県障害者施策推進協議会条例第3条第1項の規定により愛媛県障害者施策推進協議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における従前の愛媛県地方障害者施策推進協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成28年3月29日条例第19号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。